

会の実現に向けた取組を促進するとともに、新たな地域づくりのための施策の企画の提案や、相談対応、地域づくりの取組の全国への普及などを促進する。

(イ) 生涯学習の基盤の整備

普及・啓発事業として、全国生涯学習フェスティバルを開催する。

また、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図る。

さらに、近年の社会の急激な変化に伴い、住民の地域社会への帰属意識の希薄化、近隣住民同士の交流不足等による地域教育力の低下が指摘されていることから、地域住民がボランティア活動や家族参加の体験活動、地域の様々な課題等を解決する学習や活動などの取組を通じて、住民同士が「学びあい、支えあう」地域のきずなづくりを推進する事業を、平成19年度より実施する。

(ウ) 学習成果の適切な評価の促進

知識や技能などの学習成果を地域社会や職場などで積極的にいかしたり、学習の励みとするための学習成果の適切な評価が求められている。

高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程（専門学校）卒業者等に対して学士の学位授与を行う。

イ 学校における多様な学習機会の確保

(ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校等におい

て、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実を図る。

また、現行学習指導要領において、ボランティア活動や高齢者との交流を積極的に取り入れるなどの改善を図っており、その円滑な実施に努める（小・中学校は平成14年度、高等学校は15年度から実施）。

さらに、小・中・高等学校等の児童生徒が、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動を始めとする多様な体験活動に取り組むことを促進する目的で、各都道府県に「体験活動推進地域・推進校」等を指定し、他校のモデルとなる体験活動の展開を図るなどの取組を行う「豊かな体験活動推進事業」を引き続き実施する。

(イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、大学公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供する。

さらに、再チャレンジ可能な社会を目指すため、大学・短期大学・高等専門学校における教育研究資源を活用しつつ、社会人の多様な学びなおしニーズに対応した優れた教育プログラムを開発・実施する取組に対して支援を行うことにより、再チャレンジに向けた良質な教育プログラムの普及を図り、柔軟で多様な社会の実現に向けた高等教育機会の充実を図る。

放送大学においては、衛星放送を含めテレ

ビ・ラジオの放送を利用して大学教育の機会を提供する。

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針に基づき、積極的に学校開放を促進していく。

また、小・中学校の余裕教室について、引き続き積極的に社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの活用を図り、地域住民の学習活動にも資するために、地方公共団体による転用が促進されるよう、取組を進める。

ウ 多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設における、幅広い年齢の人々を対象とした多様な学習機会の充実を促進する。

エル・ネット（教育情報衛星通信ネットワーク）の活用により、多様な学習機会の提供を図るとともに、地域における学び・交流の場の拡大に努める。

(イ) 文化活動の推進

地域の文化活動の振興を図るため、以下の取組を通じて文化活動の活性化と定着化を図る。

- ① 地域の文化活動の振興を図るため、地域文化リーダーや地域の顔となる芸術文化団体の育成とシンポジウム等による発信・交流を行う。
- ② 国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供をする。
- ③ 国立の博物館等における高齢者に対する優

遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実などを行う。

(ウ) スポーツ活動の振興

総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催等各種施設を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを行うとともに、教育訓練給付金制度の活用により、勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を引き続き支援する。

(2) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいがづくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、市町村が行う高齢者の社会活動の啓発普及・推進等の支援を行うとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）を平成19年11月に茨城県で開催する。

高齢者や団塊世代が、職業や学習を通じて培った経験をいかして、学校や地域社会で活躍できるよう、全国規模での「教育サポーター」制度創設に向けた調査及び検討等を行う。

また、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、高齢者等の幅広い世代の地域住民の参画を得て、様々な体験・交流活動等を推進する取組を、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）として全国の小学校区で実施する。

さらに、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする人たちなどの高齢期を送るための

参考となるよう、年齢にとらわれず生き生きとした生活（エイジレス・ライフ）を実践している高齢者、地域社会とのかかわりを持ち続けながら積極的に社会参加活動を行っている高齢者グループ等についての活動事例を広く紹介する。

（イ）高齢者の海外支援活動の推進

海外技術協力の一環として、豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年を海外に派遣するシニア海外ボランティア事業等を独立行政法人国際協力機構を通じて行う。

（ウ）高齢者の余暇時間等の充実

高齢者が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における字幕放送等の充実を図るため、字幕番組等の制作に対する助成を行う。

イ NPO等の活動基盤の整備

ボランティア活動の基盤の整備について、全国ボランティア活動振興センターが実施する全国ボランティアフェスティバルの開催や広報・啓発活動、市区町村ボランティアセンター等に対する情報提供、都道府県・指定都市ボランティアセンター担当者の研修を引き続き支援する。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、特定非営利活動法人の認証・監督等、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）の施行や、市民活動に関する実態調査などを行う。

また、国民のボランティア活動の裾野拡大のため、ボランティア団体が内閣府ホームページにおいてイベント開催やボランティア募集を案内することが可能な「ボランティアウェブ」の運用により普及啓発活動を引き続き行う。

4 生活環境

（1）安定したゆとりある住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月閣議決定）に掲げた目標（①良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継、②良好な居住環境の形成、③多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、④住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保）を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

ア 良質な住宅の供給促進

（ア）持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業等並びに勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講じる。

（イ）良質な民間賃貸住宅の供給促進のための支援制度の活用等

公営住宅を補完する公的賃貸住宅制度（特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅）を再編し、平成19年度に創設する地域優良賃貸住宅制度により、民間の土地所有者等が供給する、高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた賃貸住宅に対して整備費の助成、地方公共団体による家賃減額の支援等を行う。

（ウ）公共賃貸住宅の適切な供給

平成19年度内において、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建て替え・改善を推進する。

（エ）住宅市場の環境整備

引き続き、「住生活基本計画」に基づき既存住

宅流通市場、住宅リフォーム市場等の環境整備を図る。

また、消費者が安心してリフォームや耐震改修ができるよう、平成21年までにはすべての市町村にリフォーム相談窓口が設置されるよう取組を進め、あわせて各地域の関係団体等との連携による相談体制の充実を図る。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

独立行政法人住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化ローンの対象とする。

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅においては、家賃滞納等への不安から高齢者の入居が敬遠される事例が見られることから、高齢者居住法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度に、専ら高齢者に賃貸する住宅についてより詳細な情報提供を行う制度として高齢者専用賃貸住宅制度を平成17年度に追加し高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、登録された賃貸住宅（登録住宅）に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度を行うことにより、高齢者の居住の安定確保を図る。

また、地方公共団体、NPO・社会福祉法人、関係団体等が連携して、高齢者等に対する居住支援等を行うあんしん賃貸支援事業について、実施箇所を拡大することとしている。

(ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、老人世帯向公営住宅の供給を行うとともに、60歳以上の者の単身入居を認める。

都市機構賃貸住宅においては、高齢者同居世

帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

(エ) 高齢者の高齢期に適した住宅への住み替え支援

高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替えを図る。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

(ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）の普及など住宅のバリアフリー化施策を積極的に展開する。

また、高齢者居住法に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進を図るとともに、高齢者自らが行う住宅のバリアフリーリフォームについて高齢者向け返済特例制度による住宅金融支援機構融資等を実施する。

さらに、住宅のバリアフリー改修の促進を図るため、平成19年度税制改正において、高齢者等が居住する住宅において一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税や固定資産税を軽減する特例措置を講じる。

勤労者財産形成住宅貯蓄においては、増改築等の適格払出しの範囲に一定のバリアフリー改修工事を加える。

住宅金融支援機構の証券化支援事業において、バリアフリー等の性能が特に高い住宅に金利の引下げを行う優良住宅取得支援制度を実施する。